

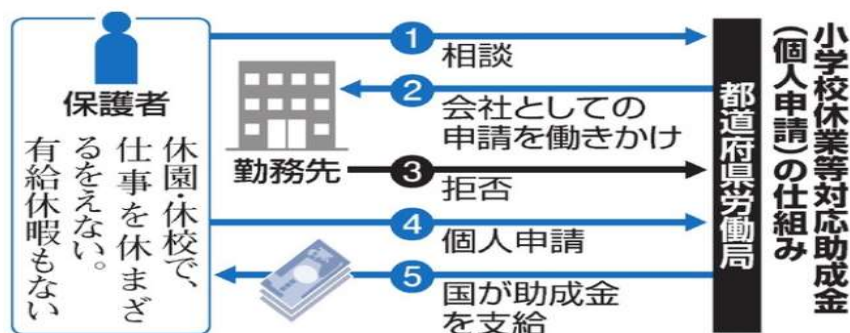
社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆小学校休業等対応助成金、 支援金の申請受付等を開始

新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休校などで、仕事を休まざるを得ない保護者の支援に向けて「小学校休業等対応助成金・支援金」制度の受付が9月30日より開始されました。

保護者の支援策として設けられた同制度は今年3月末に終了しましたが、夏休みの延長などの影響から再開することが決まりました。対象の休暇取得期間は、8月1日から12月までです。

今回は、勤務先だけでなく新たに労働者個人での申請も可能になりました。支給金額の上限は一人当たり日額1万5000円となる見通しです。



小学校休業等対応助成金（個人申請）の仕組み

◇支給対象者

保護者として子どもの世話をを行うことが必要な労働者に対し、年次有給休暇を除く有給（賃金全額支給）を取得させた事業主【助成金】

・子どもの世話をを行うことが必要な保護者で、委託を受け個人で仕事をする者【支援金】

◇対象となる子ども

① 新型コロナウイルス感染症への対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 下記理由で小学校等を休むことが必要な子ども

・新型コロナウイルスに感染した子ども及び感染の恐れのある子ども
・基礎疾患等を有する子ども又は日常的な医療ケアが必要な子ども

◇支給額

・労働者を雇用する事業主の方：休業中に支払った賃金相当額×10/10

※1日当たり13,500円（申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置の対象地域に事業所のある企業：15,000円）を支給上限

・個人で仕事をする方：就業できなかった日につき、1日当たり6,750円（申請の対象期間中に対象地域に住所を有する方：7,500円）（定額）

参考資料：厚生労働省「小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援について」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20912.html

◆10月の労務スケジュール

～10/31 9月分社会保険料納付

～10/10 9月分源泉徴収税額
住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

編集担当：會田

編集責任者：勝山

Copyright© 2021 Legal Networks

トピックス

◆小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付等を開始

◆今月の労務スケジュール

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-
13第一貝塚ビル302号
TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaika-nrikenkyujo.jp>